

働き方改革
について
相談したい

中小企業・小規模事業者等に対する 働き方改革推進支援事業

※令和2年度は(一社)滋賀経済産業協会が受託しています。

趣旨・目的

働き方改革に取り組む中小企業・小規模事業者等に対し、以下の支援を実施します。

- 非正規雇用労働者の処遇改善に向けた支援
- 年次有給休暇年5日取得、時間外労働の上限規制への対応に向けた、弾力的な労働時間制度の構築
- 生産性向上による賃金引上げに向けた支援
- 人材の確保・育成を目的とした雇用管理改善などによる人材不足対応に資する技術的な相談

対象となる方

中小企業・小規模事業者等

支援内容

- 「滋賀働き方改革推進支援センター」における専門家による無料相談（来所・電話・メール）
開所日時：土日祝日を除く、9：00～17：00
TEL：0120-100-227
メール：hatarakikata-shiga@s-keisankyo.or.jp
所在地：大津市打出浜2番1号 コラボしが21 5階
- 出張相談会、セミナーの開催（県内全域での開催を予定）
- 厚生労働本省が実施する事業（専門家による企業訪問）への取り継ぎ

資金面の支援・優遇措置

情報・アドバイスの提供

技術・製品の
改善・開発面の支援

販売・取引面の支援

問い合わせ先

滋賀働き方改革推進支援センター

TEL：0120-100-227（130ページ No.42）